

(1) 港湾労働者の雇用の届出 (法第9条第1項関係)

ア 事業主は、その雇用する労働者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、港湾運送の業務に従事させる期間、その他の事項を、公共職業安定所長に届け出なければなりません。日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する「日雇労働者」の届出については20ページで解説します。

イ 港湾労働者の雇用の届出は、当該港湾労働者を港湾運送の業務に従事させる前に、「港湾労働者雇用届」(施行規則様式第1号)を管轄公共職業安定所長に提出することによって行ってください。

ウ 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者に係る港湾労働者雇用届には、当該常用労働者の写真1枚を添えてください。添付する写真については49ページを参照してください。

* 「常時港湾運送の業務に従事する」とは、港湾運送の業務のみに従事することを意味するものではなく、臨時に他の業務に従事することがあっても、その常時性を失うものではありません。

* 「常用労働者」とは、週の所定労働時間が通常の労働者(いわゆる正社員)の4分の3以上の者(雇用保険・健康保険・厚生年金保険全ての被保険者)を指します。ただし、現に港湾労働者証を有する労働者を高年齢者雇用安定法の定めにより60歳以上で再雇用(継続雇用)した場合には、契約内容の変更により所定労働時間が4分の3未満となった場合も港湾労働者証を有することが可能です。

* 東京港では、現場パトロールにおける違法就労を効果的に把握するため、週の所定労働時間が4分の3未満の者であっても、港湾運送の業務に従事する常用労働者については、全て港湾労働者雇用届を届出していただきます。この場合、港湾労働者証は交付対象となりません。

* 在留資格が「技能実習」の外国籍労働者については、実習計画の内容に応じて港湾労働者雇用届の届出が必要になります。ただし、港湾労働法の趣旨及び技能実習の性質を鑑み、港湾労働者証の交付対象となりません。

エ 港湾労働者雇用届の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、届出に係る労働者が当該事業主に雇用される常用労働者であることを証明するに足る書類の提出・提示を求めることがあります。常用労働者であるか否かは、雇用保険法、健康保険法、その他の社会保険関係法及び労働基準法の適用等を踏まえて、その雇用の実態に即して判断することとしています。東京港における取扱いについては、上記ウの朱書き部分も参照してください。

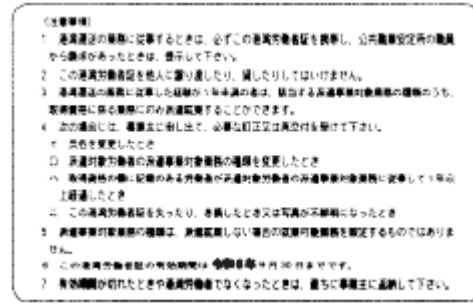
オ 港湾労働者雇用届の届出には労働保険・社会保険の「被保険者資格取得等確認通知書」等の添付が必要です。また、港湾労働者雇用届の内容及びその他法令への適合を確認するため、資料の添付が必要になることがあります。主な例として、外国籍労働者の場合の在留カード、主として従事する業務が「倉庫」である場合の「港湾倉庫適用(非適用)通知」、週の所定労働時間が20時間未満の場合の雇用契約書等が挙げられます。

(2) 港湾労働者証の交付 (法第9条第2項関係)

管轄公共職業安定所長は、港湾労働者の雇用の届出に係る労働者であって常時港湾運送の業務に従事する者に対し、事業主を通じて「港湾労働者証」(施行規則様式第2号)を交付します。

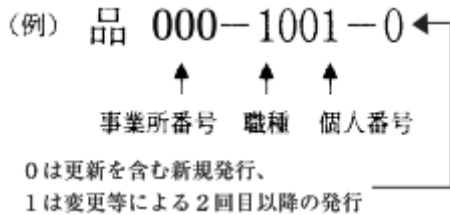


港湾労働者証（表面）



港湾労働者証（裏面）

港湾労働者番号について



職種番号	
1	→ 船内
2	→ はしけ
3	→ 沿岸
4	→ いかだ
5	→ 船舶貨物整備
6	→ 倉庫
7	→ 港湾荷役
8	→ 清掃

職種番号 7 港湾荷役とは、1 船内荷役と 3 沿岸荷役を併せた職種です。

港湾労働者証は 2 種類に色分けされています。

青色 は港湾運送事業許可（届出）のある事業者用です。**黄色** はそれらの許可（届出）事業者以外で港湾倉庫における倉庫荷役を担う事業者用となります。

港湾労働者証は、3 年に一度の更新を行っています。現在使用している港湾労働者証の有効期限は令和 6 年 9 月 30 日です。更新した場合は、令和 9 年 9 月 30 日が有効期限となります。港湾労働者証の有効期間は裏面に記載されています。

(3) 港湾労働者証の改訂・再交付・返納

以下に該当する場合、所定の書式でハローワークに届出してください。各届出の詳細は 30 ページ以降でご確認ください。各様式はハローワーク品川の HP【港湾労働課からのお知らせ】→【冊子・各種届出・様式関連】からダウンロードしてご利用いただけます。

- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があったとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を他の事業所に転勤させて、港湾運送業務に従事させるとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を、新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象としたとき又は港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外したとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が主として従事する業務に変更があったとき
- 事業所の名称又は所在地に変更があったとき
- 港湾労働者が港湾労働者証を亡失又は滅失し、再交付を要するとき
- 港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなったとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が死亡したとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が退職したとき
- 港湾労働者が常時港湾運送の業務に従事する常用労働者でなくなったとき

(4) 港湾労働者証の携帯・提示・パトロール（法第9条第3項関係）

- ア 港湾労働者証の交付を受けた労働者は、港湾運送の業務に従事するときは港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。
- イ 東京港では、港湾労働者証の紛失を防止するための取り組みとして、港湾労働者証の鮮明なコピーを所持又はこれと同視し得る証票（ワッペン）等をヘルメットに貼付し着用している場合には、運用上港湾労働者証を携帯しているとみなすこととしています。ただし、有効期間内のものであることが必要です。
- ウ 港湾労働者証が交付されない「常用労働者」は、届出済雇用届のコピー等を携帯してください。
- エ 「港湾雇用安定等計画」に定められている通り、ハローワークでは、港湾における雇用秩序維持のために、東京港における各ふ頭及び港湾倉庫でパトロールを実施しています。その際に、港湾労働者証の携帯確認、適正請負の確認等のため、作業中にお声掛けをすることもあります。ご協力お願いいたします。
- また、パトロールは労働基準監督署、国土交通省、港湾労使関係者と合同で実施する場合があります。

